

空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ

空き家に付随する農地制度のご紹介

豊岡市農業委員会では、空き家に付随した農地を空き家とともに取得する場合で、次の条件（※1）を満たすとき、農地法第3条による下限面積（別段の面積）要件を1㎡まで引き下げました。

売買の難しい空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げることで、農業をしたい移住者の選択肢を拡大し、市外からのUIターン者などの移住定住を促進するとともに遊休農地の発生防止、解消及び農村環境保全を図ることを目的とします。

※1 主な条件

○対象者

- ・市外からの移住者（市内に移住してから3年以内）
- ・空き家と当該空き家に付随する農地を同時購入する者
（空き家購入後1年以内に取得するものまでを対象とする）
- ・購入した農地で常時農作業に従事する者

○対象農地

- ・市外からの移住者の就農を促進するために適当と認められる面積の農地
（家庭菜園等、農地取得者が生産した農産物を自家消費できる程度の面積を想定）
- ・農地の全て又は一部が遊休農地又は、今後遊休農地になる可能性のある農地
- ・地域の他の農業経営に影響を与えない可能性がない農地
- ・その他農地法第3条の権利移転要件を満たす農地

【手続きの流れ】

- 1 空き家所有者又は購入希望者が農業委員会に事前相談を行う。
- 2 空き家に付随する農地指定の申請を農業委員会に行う。
- 3 農業委員会が空き家に付随する農地について調査を行う。
- 4 適用するか否かの判断の後、申請者に判断結果を通知する。
- 5 「農地法第3条許可申請書」（※2）を農業委員会に提出（農地所有者・農地希望者）
- 6 農業委員会において、審議後、許可書を発行する。



※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得をされる方が次の全てを満たす必要があります。

- ① 農地の全てを効率的に利用して耕作すること
- ② 取得後の農地面積の合計が基準面積以上であること
（この要件が1㎡以上になります。）
- ③ 申請者または世帯員が農作業に従事すること
- ④ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと



【お問い合わせ先】

- 空き家に付随する農地に関すること 豊岡市農業委員会事務局（0796-21-9021）
- 移住定住に関すること 豊岡市エコバレー推進課（0796-23-4480）